

治癒証明書

群馬県立盲学校

幼稚部・小学部・中学部・高等部

年 氏名

上記の者は、学校感染症により下記の期間出席停止でしたが、感染のおそれがないと認めますので、令和 年 月 日より、登校してもよいことを証明します。

学校感染名（病名）：

出席停止期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医師機関名

氏名

印

学校において予防すべき感染症

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、 南米出血熱 ペスト、 マールブルグ病 ラッサ熱、 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザAウイルスで H5N1） ※新型インフルエンザ等の新感染症は、第一種とみなす	治癒するまで * 感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症を規定している。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 間（幼児にあっては 3 日）を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後 3 日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが、かさぶたになるまで 主要症状（発熱・咽頭痛・結膜炎）が消退した後 2 日を経過するまで 発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、 パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（→群馬県では出席停止として は定めない）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで



学校保健安全法第 19 条には、『校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる』第 20 条には、『学校の設置者は感染症の予防上必要があるときには、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる』と、規定されています。